

# 介護老人保健施設ひだまり施設サービス運営規程

## (運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人健友会が開設する介護老人保健施設ひだまり（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

## (施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護老人保健施設サービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者及びその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導及び説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 中心市街地再開発事業と連動した『医療・福祉と商店街が一体となった人々が集い、高齢者にもやさしい、安心して住み続けられるまちづくり』に貢献できる運営を目指す。
- 7 地域住民及び関係者等の意見を取り入れ、開かれた運営と民主的で適正な事業運営に努める。
- 8 「交流」をテーマにした市公共施設との連携を図り、職員・ボランティアの育成を図る。

## (施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設ひだまり
- (2) 開設年月日 平成16年11月1日
- (3) 所在地 山形県酒田市中町3丁目5番23号
- (4) 電話番号 0234-25-6356 FAX番号 0234-25-6357
- (5) 管理者名 松本 祐治
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（0650880032号）

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1) 管理者	1人
(2) 医師	1人以上
(3) 看護職員	9人以上
(4) 介護職員	25人以上
(5) 支援相談員	1人以上
(6) 理学療法士・作業療法士	1人以上
(7) 管理栄養士	1人以上
(8) 介護支援専門員	1人以上
(9) 介護助手	必要数以上
(10) 事務員	必要数以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、市町村との連携を図る。
- (6) 理学療法士・作業療法士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査等利用者の食事管理を行う。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (9) 事務員は、円滑な運営ができるように事務処理を行う。
- (10) 介護助手は、利用者の施設サービス計画に基づく介護の補助業務を行う。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、100人とする。また、空きベッドを利用して短期入所療養介護（介護予防短期療養入所介護）も受け入れる。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第8条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話とする。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 当施設が提供するサービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領の場合は、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。
- (2) 利用料として、居住費、食費、教養娯楽費、理美容代、行事費、洗濯代、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。  
ただし、負担限度額認定を受けている者については、負担限度額認定証に記載している居住費、食費の負担限度額とする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第10条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 面会時間は施設の定められた時間とする。
- (2) 消灯時間は、21時。
- (3) 外出・外泊は、所定の手続きをとって施設管理者に届けなければならない。
- (4) 喫煙は、敷地内では禁煙とする。
- (5) 火気の取扱いは、原則禁止とする。
- (6) 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第11条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (2) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (3) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (4) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上  
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- (5) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

第12条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。

服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し懇切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならないこと。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第13条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 14 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人健友会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 15 条 職員は、施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 16 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することができないよう、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(身体拘束廃止に向けた取組み)

第 17 条 当施設は原則として身体拘束は行わない。

- 2 身体拘束廃止のための指針を整備する。
- 3 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束廃止のための研修を定期的に実施する。
- 4 但し、自傷他害の恐れのある等緊急やむを得ない場合は、その様態および時間、利用者の心身の状況ややむを得ない理由を利用者本人や家族に説明し、十分な理解を得ることとする。
- 5 やむを得ず拘束を実施した場合は、定期的に拘束解除に向けての検討と記録を行う。

(感染症対策)

第 18 条 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を図る。

- 2 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 4 介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施する。
- 5 感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関しては手順に沿った対応を行う。

(介護事故発生の防止等)

第 19 条 事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

- 2 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- 3 事故発生の防止のための委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に実施する。

(褥瘡防止対策)

第 20 条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡防止マニュアルを作成し、その発生を防止するための体制を整備する。

(守秘義務)

第 21 条 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 従業者であった者に、事業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第 22 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施  
(2) その他虐待防止のために必要な委員会の開催、指針の整備等の措置
- 2 事業者は、サービス提供中に養介護施設従事者等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村又は地域包括支援センターに通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 23 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- 3 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人健友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 付 則

この運営規程は、平成 16 年 11 月 1 日より施行する。

改 訂 平成 17 年 10 月 1 日  
改 訂 平成 18 年 4 月 1 日  
改 訂 平成 19 年 12 月 3 日  
改 訂 平成 21 年 4 月 1 日  
改 訂 平成 21 年 12 月 1 日  
改 訂 平成 23 年 4 月 1 日  
改 訂 平成 23 年 9 月 1 日  
改 訂 平成 24 年 4 月 1 日  
改 訂 平成 25 年 4 月 1 日  
改 訂 平成 25 年 6 月 1 日  
改 訂 平成 26 年 4 月 1 日  
改 訂 平成 26 年 6 月 1 日  
改 訂 平成 26 年 9 月 1 日  
改 訂 平成 27 年 8 月 1 日  
改 訂 平成 28 年 4 月 1 日  
改 訂 平成 28 年 11 月 1 日  
改 訂 平成 29 年 4 月 1 日  
改 訂 平成 29 年 12 月 1 日  
改 訂 平成 30 年 8 月 1 日  
改 訂 令和 2 年 3 月 1 日  
改 訂 令和 3 年 4 月 1 日  
改 訂 令和 5 年 11 月 1 日  
改 訂 令和 7 年 3 月 1 日